

平成 28 年 6 月 3 日現在

機関番号：22701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380108

研究課題名(和文) 非営利法人における内部統制の総合的研究

研究課題名(英文) Comprehensive study on internal control in Non-profit corporation

研究代表者

長畑 周史 (NAGAHATA, Shushi)

横浜市立大学・総合科学部・准教授

研究者番号：30515078

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は内部統制構築義務が非営利法人(社団法人、財団法人)に関する法律にも会社法同様の規定が整備されていることについて、その構築状況の違いを調査し、組織構造から生じる問題の改善などの提案を試みるものである。

非営利法人の内部統制の構築状況は、聞き取り調査をもとにアンケート調査を行い全体的な整備状況と規模・業種に分けたデータを出して分析し、手当が必要な部分を提言した。また、研究過程でより重要だと気付いた、理事等の規律付けが不十分である点について、責任追及の主体となり得る者や制度を検討して結果を公表した。

研究成果の概要(英文)：This research project considers issues of internal control in non-profit corporations. In Japan, new regulations concerning non-profit corporations were enacted in 2006. However, this new law took ordinary corporate law as its template, and as a result it remains the duty of the director to set up internal controls, just as in corporate law.

In order to assess this situation, we have attempted to measure the extent of appropriate internal control by interviewing executives and conducting surveys of non-profit corporations. We have also attempted to suggest that in non-profit corporations, directors are not properly incentivized to achieve the same performance as their counterparts in publicly-traded corporations.

研究分野：商法、会社法

キーワード：内部統制 非営利法人 社団法人 財団法人

1. 研究開始当初の背景

2006年(平成18年)に成立し、2008年(平成20年)に施行された、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、一般社団法人・財団法人法という)、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(以下、認定法という)及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」により、これまで民法で規定されていた非営利法人に関する法律が単行法化されることとなった。

この改正は、単に民法からの法律の切り出しを行うものではなく、一般社団法人・財団法人法は、社団・財団について、これまでの許可主義から、準則主義により簡便に法人格と取得できるものとする制度に、また、認定法は、公益法人の設立許可・監督を主務官庁の裁量により行う現行制度から、独立した委員会等の間の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度に変更を行っている。

上記のように、非営利法人においても準則主義が採用されるなど、設立がこれまでよりも容易になったため、ガバナンスについては会社法に類似した制度を導入している。しかし、非営利法人においては、出資者が法人設立後に支配する制度はなく、社団法人の場合には社員が理事を決定できるものの、財団法人においては理事会とは直接関係しない評議会が決定するということとなっており、理事を選解任する権限を持つ者は、その法人の利益や損害を引き受ける立場にないから、積極的な監視監督や理事の責任追及をするためのインセンティブに欠け、ガバナンスの不十分さが指摘されるところである。

そもそも非営利法人では、出資者への利益の分配を前提としないためガバナンスは会社と比べると弱い。そこで、法人の不正行為防止に重要となると思われるのが内部統制である。内部統制に関する規定は、大規模一般社団法人である理事会設置一般社団法人において、「理事会は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適性を確保するために必要なものとして法務省令に定める体制の整備を決定しなければならない」(90条5項)とされており、会社法の大会社と同様に、いわゆる内部統制の決定義務を法定している(いわゆる内部統制決定義務)。さらに、「一般社団法人と理事との関係は、民法の委任に関する規定に従う」(64条)とされ、会社の取締役同様に会社に対して善管注意義務を負うと考えられるため、適切な内部統制を構築する義務を負う(いわゆる内部統制構築義務)。さらに評議員にも同様の委任契約から生ずる善管注意義務があり、内部統制が不十分な場合には監督の内容として是正する義務があると考えられる。しかし、非営利法人に関する内部統制の研究は進ん

でいるとはいいがたい。また、適切な内部統制の構築は、同規模同業種の他法人で一般的に採用されている規定を参考にする必要もあり、非営利法人においては、それらのデータや定型化も株式会社に比べると進んでいないものと考えられる。

2. 研究の目的

そこで、本研究では、会社法類似の規定が盛り込まれた非営利法人の理事及び評議会委員に課せられる内部統制に関する義務の内容、水準、会社と非営利企業の違いから生ずる問題点及びその解決策について調査、検討を行うことを目的として次の二つを設定した。(1)会社法から示唆される非営利法人における内部統制の内容及び水準、(2)会社と非営利法人の違いから生ずる問題点及び解決策についての調査、検討である。

3. 研究の方法

(1)については、会社法における内部統制の理論と裁判例の分析に加えて外国法を参考にすることとした。(2)については、出資者のコントロール不在に由来するガバナンスの脆弱性があることから、仮に内部統制の構築に失敗した場合に最終的に責任追及が行われないのではないかと疑問について検討を加えることを当初の研究計画とした。

4. 研究成果

まず、(1)会社法から示唆される非営利法人における内部統制の内容及び水準については、非営利法人においても不祥事は発生しており、社会的にも問題になっている状況を確認した。例えば、経理担当従業員の資金横領や、理事による不正など、理事等の責任が問われるべき事件は少なくないにも関わらず、その責任追及例が極めて少ないことが分かった。また、公益、一般問わず、社団法人および財団法人においては、業態が特殊・小規模であるものが多く存在し、会社よりも設置すべき内部統制が不明確であった。このため、既存の事件の集積から適切な内部統制の水準を導くことは困難であると考え、まずは実在する非営利法人の内部統制構築度の現状を調査し、不足している場合にはその構築を促すためのデータを提供することが有益だと考えた。このため、まずは大規模・中小規模の非営利法人の担当者および監査法人、税理士等の専門家に聞き取り調査を行い、現状認識と調査項目の精査を行い、その上で、全国的なアンケート調査により実態を把握することとした。この調査の結果、非営利法人に全体的に設置が手薄な内部統制として、リスクの発言度は高くないが、発生した場合には致命的となるリスクへの対応が不足していることが明らかになった。また、法人規模と業種を分けることで、データとして有効となる母数が集まるものについては、それぞ

れの構築度を平均値との比較検定を行い主に小規模法人の特定の業種で不足する内部統制を指摘することができた。これらの詳細なデータは、横浜市立大学論叢社会科学系列にて公表した（一部は今後刊行予定）。

具体的成果物には、後掲論文の 長畑 周史、非営利法人の業種・規模別内部統制構築度の分析、長畑 周史・大澤正俊、非営利法人の内部統制構築状況に関する調査と分析の二つがある。

論文では、非営利法人においては、責任追及の動機が会社よりも弱いため、より厳格に内部統制等を構築する必要があると考えられる。本研究では、5000 法人にアンケートを送付し、回答のあった 1070 件を集計し、全体の平均的な構築度の提供と、結果の分析から今後構築が必要とされる部分への提言を行った。

論文では、論文で行った非営利法人の内部統制構築度に関する調査で得られたデータをさらに詳細に分析し、非営利法人の業種・規模別に分けて、全体データと検定を行った。この分析により、より具体的に中小規模の特定の業種での内部統制の構築状況が有意に不足している箇所などを指摘することができた。

また、これらの研究成果公表に先立ち、後掲の学会報告では、非営利法人の理事等への規律付けが株式会社に比べて弱いこと、またその対策と非営利法人へのアンケートによる実態調査の結果と分析について報告した。

また、(2)の会社と非営利法人の違いから生ずる問題点及び解決策についての調査、検討については、まず、理事の責任強化や社団法人については代表訴訟制度も導入され業務執行者の規律強化が為されたが、法人の持ち分を有する者がいないという特徴から、会社と比較して、業務執行者の規律付けが弱いのではないかという問題意識について、非営利法人に必要な規律付けを検討した。

これに関して、アメリカ法を参考に、多額の寄付を行った者や監督官庁による是正（訴訟提起権の付与）を提案する先行研究があるが、後者については日本においては公益認定を有しない一般社団法人および一般財団法人にはなじまない制度である。このため、非営利法人における利害関係者の利益はどこにあるのかということから受益者をより広く捉えて、例えばサービスを受ける者（あるいはそれらの利益を代表する適格消費者団体等）に責任追及権を付与する可能性に言及した。また、そもそも非営利法人制度を会社法類似の制度としたことから、出資者不在であるという根本的な問題が解決できない点に言及し、信託制度を参考にすべき可能性に言及した。

具体的成果物には、後掲論文 長畑 周史、非営利法人における利害関係者の利益と責任追及の動機不均衡、長畑 周史、非営利

法人のガバナンスの問題点についての試論の二つがある。

論文では、理事の責任強化や社団法人については代表訴訟制度も導入され業務執行者の規律強化が為されたが、法人の持ち分を有する者がいないという特徴から、会社と比較して、業務執行者の規律付けが弱いのではないかという問題意識について、非営利法人に必要な規律付けを検討した。

論文では、非営利法人においては、会社のように完全な持ち分を有する者がいない。そうした状況では、法人に損害を与えた役員等への責任追及が十分に行われれないという問題が残る根本的な問題点を検討した。本稿では、非営利法人における利害関係者の利益はどこにあるのか、また、その利益を持つ責任追及を行う者をどのように設定することが妥当かについて、その可能性を検討した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

長畑 周史、非営利法人の業種・規模別内部統制構築度の分析、横浜市立大学論叢社会科学系列 68 巻 1 号掲載予定、査読なし、2016 年 10 月刊行予定

長畑 周史・大澤正俊、非営利法人の内部統制構築状況に関する調査と分析、横浜市立大学論叢社会科学系列、査読なし、67(1・2) 135-172 2016 年 3 月

長畑 周史、非営利法人における利害関係者の利益と責任追及の動機不均衡、法学研究 査読なし、89(1) 267-280 2016 年 1 月

長畑 周史、非営利法人のガバナンスの問題点についての試論、横浜市立大学論叢社会科学系列、査読なし、65(1・2・3) 235-247 2014 年 3 月、doi/10.15015/00000344

[学会発表](計1件)

長畑 周史、非営利法人における適切な内部統制の構築とその有用性の分析、青森法学会第 17 回研究大会 2014 年 11 月 2 日

6. 研究組織

(1) 研究代表者

長畑周史 (NAGAHATA, Shushi)

横浜市立大学 学術院国際総合科学群 准教授

研究者番号：30515078

(2) 研究分担者

大澤正俊 (OSAWA, Masatoshi)

横浜市立大学 学術院国際総合科学群
教授
研究者番号：50305463